

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

本則関係

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（第一条関係）	1
軌道法（大正十年法律第七十六号）（第二条関係）	10
鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（第三条関係）	13
踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（第四条関係）	14
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（第五条関係）	20
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第六条関係）	29
海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（第七条関係）	37
内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）（第八条関係）	47
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第九条関係）	53
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（第十条関係）	64
海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）（第十一条関係）	67
航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（第十二条関係）	69

附則関係

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第九条関係）	74
自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第十条関係）	75
道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）（附則第十一条関係）	76
タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（附則第十二条関係）	78
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（附則第十三条関係）	79

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、<u>輸送の安全を確保し、</u>鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、<u>鉄道事業等の健全な発達を図り、</u>もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（輸送の安全性の向上）</p> <p>第十八条の二 鉄道事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、<u>絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</u></p> <p>（安全管理規程等）</p> <p>第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、<u>国土交通省令で定めるところにより、</u>国土交通大臣に届け出なければならない。<u>これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項（第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。）<u>（）</u>に<u>関し、</u>国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。</p> <p>一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、<u>鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、</u>鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p>

- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者（鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下この条において同じ。）の選任に関する事項
- 五 運転管理者（鉄道運送事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下この条において同じ。）の選任に関する事項
- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者（第三種鉄道事業者にあつては、安全統括管理者）を選任しなければならない。
- 5 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の三 国土交通大臣は、毎年度、前二条の規定による届出に係る事項、第二十三条第一項の規定による命令に係る事項、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第六条第一項の規定による勧告に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(鉄道事業者による安全報告書の公表)

第十九条の四 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書(輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(をいう。)(を作成し、これを公表しなければならない)。

(事業改善の命令)

第二十三条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一〇七 (略)

2・3 (略)

(列車の運行の管理等の受委託)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の業務の管理の委託又は受託が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し、受託した業務の管理について改善のため必要な措置を講ずべきことを命じ、又は第一項の許可を取り消すことができる。

(準用規定)

第三十八条 第六条、第九条、第十二条、第十八条から第十九条の四まで、第二十三条(第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。)、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条第一項から第四項まで及び第三十条(第五号から第七号までに係る部分を除く。)(の規定は、索道事業について準用する。この場合において、第九条第二項(第十二条第四項において準用する場合を含む。))及び第十二条第四項において準用する第八条第二項中「事業基本計画及び鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)第一条の国土交通省令で定める規程」とあり、並びに第十二条第四項

(事業改善の命令)

第二十三条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一〇七 (略)

2・3 (略)

(列車の運行の管理等の受委託)

第二十五条 (略)

2 (略)

(準用規定)

第三十八条 第六条、第九条、第十二条、第十八条から第十九条の二まで、第二十三条(第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。)、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条第一項から第四項まで及び第三十条(第五号から第七号までに係る部分を除く。)(の規定は、索道事業について準用する。この場合において、第九条第二項(第十二条第四項において準用する場合を含む。))及び第十二条第四項において準用する第八条第二項中「事業基本計画及び鉄道営業法(明治三十三年法律第六十

において準用する第十条第二項中「鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程」とあるのは「第三十五条の国土交通省令で定める技術上の基準」と、第十二条第一項中「第十条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、第十二条第三項中「完成したときは、遅滞なく」とあるのは「完成したときは」と、第十八条の三第二項第五号、第四項、第五項及び第七項中「運転管理者」とあるのは「索道技術管理者」と、第二十三条第一項第一号中「旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金」とあるのは「旅客の運賃（第三十六条の国土交通省令で定める種類の索道に係るものを除く。）」と、第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第三十四条」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

第五十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は索道事業者（第二十五条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた受託者（次項及び次条において「許可受託者」という。）を含む。）に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に関し特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者（許可受託者を除く。）に対し、その委託を受けた業務の状況に関し報告をさせることができる。

3 略

五号）第一条の国土交通省令で定める規程」とあり、並びに第十二条第四項において準用する第十条第二項中「鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程」とあるのは「第三十五条の国土交通省令で定める技術上の基準」と、第十二条第一項中「第十条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、第十二条第三項中「完成したときは、遅滞なく」とあるのは「完成したときは」と、第二十三条第一項第一号中「旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金」とあるのは「旅客の運賃（第三十六条の国土交通省令で定める種類の索道に係るものを除く。）」と、第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第三十四条」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

第五十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は索道事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十六条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者（許可受託者を含む。）の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による立入り、検査又は質問を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者（許可受託者を除く。）の事務所その他の事業場に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは当該業務に係る事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3| (略)

4| 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5| 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

1|

第五十六条の二 国土交通大臣は、第五十五条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第十八条の三

2| (略)

(立入検査)

第五十六条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2| (略)

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二項第一号（第三十八条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 四（略）

五 第五十六条の二の規定による基本的な方針の策定

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第二十三条第一項の規定による命令（輸送の安全に関してされたものに限る。）に違反した者

三 第二十五条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して業務の管理の委託又は受託をした者

四・五（略）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 六（略）

七 第十八条の三第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 四（略）

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第二十五条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで業務の管理の委託又は受託をした者

三・四（略）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

定による届出をしないで、又は届け出た安全管理規程（第十八条の三第二項第二号及び第三号）これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つた者

八 第十八条の三第三項若しくは第七項（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十二條の二第三項、第二十五條第三項（第三十八條において準用する場合を含む。）、又は第三十八條及び第三十九條第二項において準用する第二十三條第一項の規定による命令に違反した者

九 第十八條の三第四項（第三十八條において準用する場合を含む。）、の規定に違反して安全統括管理者、運転管理者又は索道技術管理者を選任しなかつた者

十 第十八條の三第五項（第三十八條において準用する場合を含む。）、の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十三條第一項の規定による命令に違反した者（前条第二号に該当する者を除く。）

十二 十四（略）

十五 第五十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第五十六條第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十七（略）

第七十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為を

一 六（略）

七 第二十二條の二第三項又は第二十三條第一項（第三十八條及び第三十九條第二項において準用する場合を含む。）、の規定による命令に違反した者

八 十（略）

十一 第五十五條第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第五十六條第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三（略）

したときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第六十九条（第二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑
- 二 第六十七条、第六十八条、第六十九条（第二号に係る部分を除く。）及び前二条 各本条の罰金刑

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十九条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十九条の四（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第七十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十三条 第十九条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>第二十六条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の二、第十八条の三、第十九条の三乃至第二十一条、第二十三条第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項但書及第四項、第二十七条第一項、第二項及第四項、第二十九条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項及第二項並第五十六条の二ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ同法第二十一条中鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）トアルハ明治四十二年法律第二十八号ト同法第二十五条第三項中第一項トアルハ軌道法第十六条第一項ト業務トアルハ事業又は運転トが前項各号に掲げる基準のいづれかに適合しなくなつたトアルハに關シ公益上必要があるト同法第五十五条第二項並第五十六条第一項及第二項中国土交通大臣トアルハ国土交通大臣又は都道府県知事ト同法第五十六条の二中第五十五条第一項トアルハ軌道法第十三条トス</p>	<p>第二十六条 鉄道事業法第二十條、第二十一條、第二十三條第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十六條第二項但書及第四項、第二十七條第一項、第二項及第四項、第二十九條第一項、第五十四條第一項並第五十六條第一項ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ同法第二十一条中鉄道抵当法トアルハ明治四十二年法律第二十八号トス</p>
<p>第二十七条ノ二 国土交通大臣ハ左ノ処分等ヲ為サントスルトキハ運輸審議會ニ諮問スベシ 一 六（略）</p>	<p>第二十七条ノ二 国土交通大臣ハ左ノ処分ヲ為サントスルトキハ運輸審議會ニ諮問スベシ 一 六（略）</p>
<p>七 第二十六条ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第二十五条第三項ノ規定ニ依ル事業ノ管理ノ委託又ハ受託ノ許可ノ取消</p>	
<p>八 第二十六条ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十六条の二ノ規定</p>	

ニ依ル基本的ナル方針ノ策定

九 前条第一項ノ規定ニ依ル特許ノ取消

第二十八条 特許ヲ受ケスシテ軌道ヲ敷設シ又ハ認可ヲ受ケスシテ運輸ヲ開始シタル者八二百万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十九条 左ノ場合ニ於テハ軌道経営者又ハ其ノ役員若ハ使用人ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス

一〇三 (略)

四 法令又ハ法令ニ基キテ為ス命令ニ依リテ為スヘキ届出、報告其ノ他ノ書類函面ノ提出、公表若ハ調製ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出、報告、公表若ハ記載ヲ為シタルトキ

五 第二十六条ニ於テ準用スル鉄道事業法第十八条の三第一項ノ規定ニ依リテ届出タル安全管理規程(同条第二項第二号及第三号ニ係ル部分ニ限ル)ニ依ラズシテ事業ヲ為シタルトキ

六 第二十六条ニ於テ準用スル鉄道事業法第十八条の三第四項ノ規定ニ依リテ為スベキ安全統括管理者又ハ運転管理者ノ選任ヲ怠リタルトキ

第三十四条 第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条、第二十四条並第二十六条ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十五条第二項並第五十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレタル事務ハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス

七 第二十七条第一項ノ規定ニ依ル特許ノ取消

第二十八条 特許ヲ受ケスシテ軌道ヲ敷設シ又ハ認可ヲ受ケスシテ運輸ヲ開始シタル者八百円以上二千円以下ノ罰金ニ処ス

第二十九条 左ノ場合ニ於テハ軌道経営者又ハ其ノ役員若ハ使用人ヲ十円以上千円以下ノ過料ニ処ス

一〇三 (略)

四 法令又ハ法令ニ基キテ為ス命令ニ依リテ為スヘキ届出、報告其ノ他ノ書類函面ノ提出若ハ調製ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出、報告若ハ記載ヲ為シタルトキ

第三十四条 第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条及第二十四条ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレタル事務ハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス



改 正 案	現 行
	第二十八條ノ二 第十九條乃至第二十一條ノ規定ハ公共団体ノ鉄道ニ之ヲ適用セス

改 正 案	現 行
<p>（指定）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成十八年度以降の五箇年間に於いて立体交差化、構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。以下同じ。）<u>、歩行者等立体横断施設（横断歩道橋その他の歩行者又は自転車が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な施設であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）</u>の整備又は保安設備の整備により改良することが必要と認められるものについて、その改良の方法を定めて、指定するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、平成十八年度以降の五箇年間に於いて立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備又は保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道について、その改良の方法を示して、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をしようとするときは、あらかじめ、立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）<u>、道路管理者（前条に規定する道路の管</u></p>	<p>（指定）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成十三年度以降の五箇年間に於いて立体交差化又は構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。以下同じ。）又は保安設備の整備により改良することが必要と認められるものについて、その改良の方法を定めて、指定するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、平成十三年度以降の五箇年間に於いて立体交差化、構造の改良又は保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道について、その改良の方法を示して、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をしようとするときは、あらかじめ、立体交差化又は構造の改良に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）<u>、道路管理者（前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。）及び</u></p>

理者をいう。以下同じ。）及び関係市町村長の、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者並びに第二項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び同項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、その旨を通知するとともに、告示しなければならない。

5 (略)

(立体交差化計画等)

第四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定であつて立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備に係るもの(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定を除く。)があつたときは、国土交通大臣の指定する期日までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により当該踏切道について立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画を作成して、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2~4 (略)

5 国土交通大臣は、前条第一項の規定による指定であつて立体交差化、構

関係市町村長の、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、立体交差化又は構造の改良に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者並びに第二項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び同項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、その旨を通知するとともに、告示しなければならない。

5 (略)

(立体交差化計画等)

第四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定であつて立体交差化又は構造の改良に係るもの(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定を除く。)があつたときは、国土交通大臣の指定する期日までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により当該踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成して、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2~4 (略)

5 国土交通大臣は、前条第一項の規定による指定であつて立体交差化又は

造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備に係るものうち、鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定をしたときは、あらかじめ当該指定に係る鉄道事業者の意見を聴いて、立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画を作成するものとする。ただし、国土交通大臣が立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画を作成する前に、鉄道事業者と国土交通大臣との間に立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

6 国土交通大臣は、前項の規定により立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

7 第一項の規定による国土交通大臣への立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

8 (略)

9 国土交通大臣は、立体交差化計画、構造改良計画若しくは歩行者等立体横断施設整備計画（第五項本文の規定により国土交通大臣が作成したものを除く。）又は保安設備整備計画が著しく不相当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

10 (略)

構造の改良に係るものうち、鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定をしたときは、あらかじめ当該指定に係る鉄道事業者の意見を聴いて、立体交差化計画又は構造改良計画を作成するものとする。ただし、国土交通大臣が立体交差化計画又は構造改良計画を作成する前に、鉄道事業者と国土交通大臣との間に立体交差化計画又は構造改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

6 国土交通大臣は、前項の規定により立体交差化計画又は構造改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

7 第一項の規定による国土交通大臣への立体交差化計画又は構造改良計画の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

8 (略)

9 国土交通大臣は、立体交差化計画若しくは構造改良計画（第五項本文の規定により国土交通大臣が作成したものを除く。）又は保安設備整備計画が著しく不相当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

10 (略)

(改良の実施)

第五条 鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者は、立体交差化計画、構造改良計画若しくは歩行者等立体横断施設整備計画又は保安設備整備計画(次条第一項において「立体交差化計画等」という。)に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

(勧告等)

第六条 国土交通大臣は、鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従つて当該踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者に対して、当該立体交差化計画等に従つて当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなくその勧告に係る踏切道の改良を実施していないときの措置は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)(軌道法(大正十年法律第七十六号)第二十六条において準用する場合を含む。)(の規定又は道路法第七十五条第一項から第三項までの規定の定めるところによる。

(費用の負担)

第七条 立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の実施に要する費用は、鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担するものとする。

(改良の実施)

第五条 鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者は、立体交差化計画若しくは構造改良計画又は保安設備整備計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

(費用の負担)

第六条 立体交差化計画又は構造改良計画の実施に要する費用は、鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担するものとする。

2 (略)

(補助)

第八条 (略)

(資金の貸付け)

第九条 国は、都道府県又は市町村が立体交差化工事施行者（鉄道事業者及び道路管理者の同意を得て立体交差化計画に係る踏切道の改良の工事）（政令で定めるものに限る。）を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいふ。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

(資金の確保に関する措置)

第十条 (略)

(報告の徴収)

第十一条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理

2 (略)

(補助)

第七条 (略)

(資金の確保に関する措置)

第八条 (略)

者に対し、踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求め
ることが出来る。

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、<u>輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益を保護するとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</u></p> <p>（輸送の安全性の向上）</p> <p>第二十二條 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、<u>絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</u></p> <p>（安全管理規程等）</p> <p>第二十二條の二 一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、<u>安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の利益を保護するとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（事故の報告）</p> <p>第二十二條 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、<u>火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。</u></p>

者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者（一般旅客自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下この条において同じ。）の選任に関する事項
- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当

該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(運行管理者等の義務)

第二十三条の五 (略)

2・3 (略)

(輸送の安全等)

第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画(一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(次項において「運転者等」という。)(の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

(運行管理者等の義務)

第二十三条の五 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が第二項の規定に違反していると認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に必要な権限を与えるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項、第二十三條第一項、第二十三條の五第二項若しくは第三項若しくは前項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

(旅客の禁止行為)

第二十八條 (略)

(旅客の禁止行為)

第二十七條 (略)

(輸送の安全等)

第二十八條 この法律に規定するもののほか、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(以下この条において「運転者等」という。)の選任、事業用自動車の運転者等の指導監督、事業用自動車の運行の管理、一般旅客自動車運送事業者の交付すべき乗車券、事業用自動車に掲示すべき事項その他輸送の安全及び旅客の利便の確保のために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が前項の国土交通省令で定

(事故の報告)

第二十九条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十七条第二項の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の三 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

める事項を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、施設又は運転者等の指導監督若しくは運行の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員が運行の安全の確保のために遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。

第二十九条 削除

ならない。

(特定旅客自動車運送事業)

第四十三条 (略)

2～4 (略)

5 第十五条、第十七条、第二十条、第二十二條から第二十三條まで、第二十三條の五から第二十五條まで、第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條から第二十九條の三まで、第三十三條、第四十條及び第四十一條の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第十五條第二項中「第六條」とあるのは、「第四十三條第三項」と、第十七條中「第十五條第一項の規定にかかわらず」とあるのは、「第四十三條第五項において準用する第十五條第一項の規定にかかわらず」と、「事業計画及び運行計画の変更については、第十五條第一項、第三項及び第四項、第十五條の二第一項並びに第十五條の三第二項及び第三項」とあるのは、「事業計画の変更については、第四十三條第五項において準用する第十五條第一項、第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

6～10 (略)

(運輸審議会への諮問)

第八十八條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一～六 (略)

七 第九十四條の二の規定による基本的な方針の策定

(特定旅客自動車運送事業)

第四十三条 (略)

2～4 (略)

5 第十五条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十三條の五から第二十五條まで、第二十七條第一項、第二十八條、第三十三條、第四十條及び第四十一條の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第十五條第二項中「第六條」とあるのは、「第四十三條第三項」と、第十七條中「第十五條第一項の規定にかかわらず」とあるのは、「第四十三條第五項において準用する第十五條第一項の規定にかかわらず」と、「事業計画及び運行計画の変更については、第十五條第一項、第三項及び第四項、第十五條の二第一項並びに第十五條の三第二項及び第三項」とあるのは、「事業計画の変更については、第四十三條第五項において準用する第十五條第一項、第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

6～10 (略)

(運輸審議会への諮問)

第八十八條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一～六 (略)

（安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針）

第九十四条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第三項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第二十二條の二第二項第一号（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一（略）

十一 第十六條第二項、第十九條の二、第二十二條の二第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第二十七條第二項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第三十條第四項（第七十二條において準用する場合を含む。）、第三十一條、第四十一條第一項（第四十三條第五項及び第八十一條第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）、第七十條（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）、第七十三條第二項（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四條第一項の規定による命令に違反した者

十二 第二十二條の二第一項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第二十二條の二第二項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、又は届け出た安全管理規程（第二十二

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一（略）

十一 第十六條第二項、第十九條の二、第二十三條の五第四項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第二十八條第二項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第三十條第四項（第七十二條において準用する場合を含む。）、第三十一條、第四十一條第一項（第四十三條第五項及び第八十一條第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）、第七十條（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）、第七十三條第二項（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四條第一項の規定による命令に違反した者

条の二第二項第二号及び第三号（これらの規定を第四十三条第五項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つた者

十三 第二十二條の二第四項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）に違反して安全統括管理者を選任しなかつた者

十四 第二十二條の二第五項又は第二十三條第三項（これらの規定を第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五、十九（略）

第一百四條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第二十八條第一項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四（略）

第一百五條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一・二（略）

三 第十五條第四項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第十五條の二第五項（第三十八條第三項において準用する場合を含む。）、

第十五條の三第三項、第二十九條（第四十三條第五項において準用する場合

十二 第二十三條第三項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三、十七（略）

第一百四條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第二十七條第一項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四（略）

第一百五條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一・二（略）

三 第十五條第四項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第十五條の二第五項（第三十八條第三項において準用する場合を含む。）、

第十五條の三第三項、第二十二條（第四十三條第五項において準用する場合

<p>を含む。)、第三十八条第一項、第四十三條第八項若しくは第十項、第五十四條第三項(第六十七條(第七十五條第三項において準用する場合を含む。))及び第七十五條第三項において準用する場合を含む。)、第六十六條第三項、第七十八條又は第九十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>四 (略)</p> <p>五 第二十九條の三(第四十三條第五項において準用する場合を含む。))の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>を含む。)、第三十八条第一項、第四十三條第八項若しくは第十項、第五十四條第三項(第六十七條(第七十五條第三項において準用する場合を含む。))及び第七十五條第三項において準用する場合を含む。)、第六十六條第三項、第七十八條又は第九十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>四 (略)</p> <p>五・六 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>第十二条から第十四条まで 削除</p> <p>（輸送の安全性の向上）</p> <p>第十五条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>（安全管理規程等）</p> <p>第十六条 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>第十二条から第十六条まで 削除</p>

者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下この条において同じ。）の選任に関する事項
- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
- 5 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であつて、当

該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

第二十二条の二 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は第三十五条第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)が第十五条、第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項若しくは前条第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

(輸送の安全確保の命令)

第二十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項、第二十二条第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきこと

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

第二十二条の二 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は第三十五条第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)が第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

(輸送の安全確保の命令)

第二十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項、第二十二条第二項若しくは第三項又は前条の規定を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

とを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十四条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十三条の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十四条の三 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

(特定貨物自動車運送事業)

第三十五条 (略)

2~5 (略)

6 第九条、第十五条、第十六条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二から第二十四條の三まで、第二十七條、第三十二條並びに第三十三條の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七條第四項及び第二十二條第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、

(特定貨物自動車運送事業)

第三十五条 (略)

2~5 (略)

6 第九条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第三十二條並びに第三十三條の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七條第四項及び第二十二條第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨

前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。
この場合において、第九条第二項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 (略)

2 第十五条、第十七条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十五条第一項及び第三十三条(第一号に係る部分に限る。)の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七条第四項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四条の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三条中「第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項、第二十二条第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程」とあるのは、「第三十六条第二項において準用する第十七条第一項から第三項までの規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

3~5 (略)

(第二種貨物利用運送事業者)

第三十七条 (略)

物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九条第二項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 (略)

2 第十七条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十五条第一項及び第三十三条(第一号に係る部分に限る。)の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七条第四項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四条の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三条中「第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項、第二十二条第二項若しくは第三項又は前条の規定」とあるのは、「第三十六条第二項において準用する第十七条第一項から第三項までの規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

3~5 (略)

(第二種貨物利用運送事業者)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第十五条、第十六条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二から第二十四條の三まで、第三十三條(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十條第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三條又は第三十五條第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三條又は第三十五條第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九條において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十七條第四項及び第二十二條第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車(運送事業者及び従業員について、同條第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三條中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三條の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができると読み替えるものとする。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第六十條の二 国土交通大臣は、前條第一項の規定による報告の徴収又は同條第四項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十六條第二項第一号

2 (略)

3 第十七條第一項から第三項まで、第十八條、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二、第二十三條、第二十四條、第三十三條(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十條第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三條又は第三十五條第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第一種貨物利用運送事業許可を受けた後第三條又は第三十五條第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九條において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十七條第四項及び第二十二條第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同條第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三條中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三條の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができると読み替えるものとする。

(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)
に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定
めるものとする。

(運輸審議会への諮問)

第六十七条 国土交通大臣は、第七条第一項の規定による緊急調整地域の指
定、同条第二項の規定による緊急調整区間の指定、第六十条の二の規定によ
る基本的な方針の策定並びに第六十二条第一項の規定による標準運賃及び標
準料金の設定については、運輸審議会に諮らなければならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処す
る。

一 第八条第二項、第十六条第三項若しくは第七項(これらの規定を第二十
五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十
三条(第三十五条第六項、第二十六条第二項及び第三十七条第三項において
準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条又は第三十四条第
一項(第三十五条第六項、第二十六条第二項及び第三十七条第三項において
準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反した者

二 四 (略)

五 第十六条第一項(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用
する場合を含む。)(の規定による届出をしないで、又は届け出た安全管理規
程(第十六条第二項第二号及び第三号)(これらの規定を第三十五条第六項及
び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)(に係る部分に限る。)(

(運輸審議会への諮問)

第六十七条 国土交通大臣は、第七条第一項の規定による緊急調整地域の指
定、同条第二項の規定による緊急調整区間の指定並びに第六十二条第一項の
規定による標準運賃及び標準料金の設定については、運輸審議会に諮らなけ
ればならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処す
る。

一 第八条第二項、第二十三条(第三十五条第六項、第二十六条第二項及
び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四
項、第二十六条又は第三十四条第一項(第三十五条第六項、第三十六条
第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に
よる命令に違反した者

二 四 (略)

によらないで、事業を行った者

六 第十六条第四項（第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）に違反して安全統括管理者を選任しなかつた者

七 第十六条第五項又は第十八条第三項（これらの規定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八〇十一（略）

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一〇四（略）

五 第二十四条の三（第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

六（略）

五 第十八条第三項（第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六〇九（略）

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一〇四（略）

五（略）

改正案	現行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（輸送の安全性の向上）</p> <p>第十条の二 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（運航管理規程等）</p> <p>第十条の二 一般旅客定期航路事業者は、運航管理規程を作成し、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。</p> <p>2 運航管理規程は、国土交通省令の定める基準に従い、船舶の運航の管理に関する責任者（以下「運航管理者」という。）の選任等船舶の運航の管理の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため一般旅客定期航路事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めたものでなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、運航管理規程が前項の国土交通省令の定める基準に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 一般旅客定期航路事業者は、運航管理規程に基づき運航管理者を選任し</p>

(安全管理規程等)

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下

、又は解任したときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、運航管理者が運航管理規程に違反する等によりその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

この条において同じ。）の選任に関する事項

五 運輸管理者（一般旅客定期航路事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運輸の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下この条において同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができるとができる。

4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運輸管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運輸管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運輸管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運輸管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運輸管理者を解任すべきことを命ずることができる。

（サービスの改善及び輸送の安全の確保に関する命令）

（サービスの改善及び輸送の安全の確保に関する命令）

第十九条 (略)

2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二の二 国土交通大臣は、毎年度、第十九条第二項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般旅客定期航路事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二の三 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

(指定区間に係る経過措置)

第十九条の二の四 (略)

(特定旅客定期航路事業)

第十九条の三 (略)

2 (略)

第十九条 (略)

2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、運航管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定区間に係る経過措置)

第十九条の二の二 (略)

(特定旅客定期航路事業)

第十九条の三 (略)

2 (略)

3 第十条の二から第十一条まで、第十六条、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(対外旅客定期航路事業)

第十九条の四 第三条から第十条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条から第十九条第一項まで及び第十九条の二の四から前条までの規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

2～5 (略)

(運賃及び料金等の公示)

第十九条の六の二 人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に應じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。次条第二項において同じ。）を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

3 第十条の二、第十一条、第十六条及び第十九条第二項の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(対外旅客定期航路事業)

第十九条の四 第三条から第十条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条から第十九条第一項まで及び第十九条の二の二から前条までの規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

2～5 (略)

(運賃及び料金等の公示)

第十九条の六の二 人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に應じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。次条第一項において同じ。）を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

(準用規定)

第十九条の六の三 第十条の二の規定は、貨物定期航路事業について準用する。

2 第十条の三、第十三条、第十九条第二項及び第十九条の二から第十九条の二の三までの規定は、人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

3 第十条の三、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

(準用規定)

第二十條の二 第十条の二の規定は、不定期航路事業について準用する。

2 第十条の三、第十三条、第十九条第二項、第十九条の二から第十九条の二の三まで及び第十九条の六の二の規定は、人の運送をする不定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。)について準用する。

3 第十条の三、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。

(準用規定)

第二十三條 第八条第一項及び第二項、第九条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び

(準用規定)

第十九条の六の三 第十条の二、第十三条、第十九条第二項及び第十九条の二の規定は、人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

2 第十条の二及び第十九条第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

(準用規定)

第二十條の二 第十条の二、第十三条、第十九条第二項、第十九条の二及び第十九条の六の二の規定は、人の運送をする不定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。)について準用する。

2 第十条の二及び第十九条第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。

(準用規定)

第二十三條 第八条第一項及び第二項、第九条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び

第二項、第十九条の二から第十九条の三の三まで並びに第十九条の三第四項及び第五項の規定は、旅客不定期航空事業について準用する。この場合において、第八条第二項中「一般旅客定期航空事業者」とあるのは「旅客不定期航空事業者」と、第十一条第二項中「第四条」とあるのは「第四条（第六号に係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

（安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針）

第二十五条の二 国土交通大臣は、第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第十条の三第二項第一号（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

（運輸審議会への諮問）

第四十五条の三 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一～四 （略）

五 第二十五条の二の規定による基本的な方針の策定

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

第二項、第十九条の二並びに第十九条の三第四項及び第五項の規定は、旅客不定期航空事業について準用する。この場合において、第八条第二項中「一般旅客定期航空事業者」とあるのは「旅客不定期航空事業者」と、第十一条第二項中「第四条」とあるのは「第四条（第六号に係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

（運輸審議会への諮問）

第四十五条の三 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一～四 （略）

第五十条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇五（略）

六 第十条の三第一項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしない、又は届出をした安全管理規程（第十条の三第二項第二号及び第三号（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つた者

七 第十条の三第三項若しくは第七項（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者

八 第十条の三第四項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者

九 第十条の三第五項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する

一〇五（略）

六 第十条の二第一項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三、第二十条の二及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしない、又は届出をした運航管理規程によらないで、運航した者

七 第十条の二第三項若しくは第五項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三、第二十条の二及び第二十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三、第二十条の二及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（第十九条の六の三第一項、第二十条の二第一項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者

八 第十条の二第四項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三、第二十条の二及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせ

場合を含む。()の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一(略)

十三 第十二条、第十三条(第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。)又は第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定に違反した者

十四(略)

十九 第十九条の六の二(第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を収受し、又は運送契約を締結した者

二十(略)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第三項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)、第十一条の二第四項、第十九条の三第五項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条の三第六項、第十九条の四第五項、第十九条の五第二項、第二十条第一項若しくは第三項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)又は第二十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の二の三(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

ず、又は虚偽の届出をした者

九(略)

十二 第十二条、第十三条(第十九条の六の三第一項、第二十条の二第一項及び第二十三条において準用する場合を含む。)又は第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定に違反した者

十三(略)

十八 第十九条の六の二(第二十条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を収受し、又は運送契約を締結した者

十九(略)

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第三項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)、第十一条の二第四項、第十九条の三第五項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条の三第六項、第十九条の四第五項、第十九条の五第二項、第二十条第一項若しくは第三項(第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第二十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三・四
(略)

一・三
(略)

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、内航海運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（内航海運送約款）</p> <p>第八条 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条、次条、第九条及び第二十五条の三において同じ。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航海運送をする事業を行おうとするときは、当該内航海運送をする事業に関し、内航海運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（輸送の安全性の向上）</p> <p>第八条の二 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、内航海運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、内航海運業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（内航海運送約款）</p> <p>第八条 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航海運送をする事業を行おうとするときは、当該内航海運送をする事業に関し、内航海運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2～4（略）</p>

(安全管理規程等)

第九条 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

項

四 安全統括管理者（内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下この条において同じ。）の選任に関する事項

五 運航管理者（内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下この条において同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる

(運航管理規程等)

第九条 内航海運業者は、運航管理規程を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運航管理規程は、国土交通省令で定める基準に従い、船舶の運航の管理に関する責任者（以下「運航管理者」という。）の選任等船舶の運航の管理の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため内航海運業者及びその従業員が遵守すべき事項を定めたものでなければならない。

3 国土交通大臣は、運航管理規程が前項の国土交通省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めてその運航管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 内航海運業者は、運航管理規程に基づき運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、運航管理者が運航管理規程に違反する等によりその職務を引き続き行つことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運業者に対し、期限を定めて当該運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

4 内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 内航海運業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十五条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

(輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十五条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて輸送施設の改善、運航管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

第二十五条の二 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の三 内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

(自家用船舶)

第二十五条の四 (略)

(登録等の条件)

第二十五条の五 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(第九条第二項第一号(次条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。()に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の基本的な方針の策定をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

(自家用船舶)

第二十五条の二 (略)

(登録等の条件)

第二十五条の三 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八条第二項、第九条第三項若しくは第七項又は第二十五条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第九条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第九条第二項第一号及び第三号（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行った者

五 第九条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）に違反して安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者

六 第九条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七・八 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十条第二項若しくは第二十二條（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十五条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八条第二項、第九条第三項若しくは第五項又は第二十五条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第九条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運航管理規程によらないで、船舶を運航した者

五 第九条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六・七 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十条第二項若しくは第二十二條（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は

四 第二十五条の三（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第二十五条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二・三（略）

改正案	現行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航（航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む。）及び整備又は改造をした航空機について行う第十九条第二項に規定する確認をいう。</p> <p>3～20（略）</p> <p>（修理改造検査）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 第十条の二第一項の滑空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該滑空機について前項の修理又は改造をする場合において、耐空検査員の</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保してその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航（航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む。）及び整備又は改造をした航空機について行う第十九条第一項に規定する確認をいう。</p> <p>3～20（略）</p> <p>（修理改造検査）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 第十条の二第一項の滑空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該滑空機について前項の修理又は改造をする場合において、耐空検査員の</p>

検査を受け、これに合格したときは、同項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

3・4 (略)

(航空機の整備又は改造)

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)又は改造をする場合(第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。)には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2| 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合(第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。)には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

3| 第十一条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合(前条第一項の規定により次条第一項第四号の能力につ

検査を受け、これに合格したときは、同項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

3・4 (略)

(航空機の整備又は改造)

第十九条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次条において同じ。)又は改造をした場合(第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。)には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

2| 第十一条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定

て同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならぬ場合を除く。）であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

(輸送の安全性の向上)

第百三条 本邦航空運送事業者は、輸送の安全性の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(安全管理規程等)

第百三条の二 本邦航空運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全性を確保するために本邦航空運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全性を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全性を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全性を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

第百三条 削除

四 安全統括管理者（本邦航空運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、航空運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下この条において同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 本邦航空運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

5 本邦航空運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 本邦航空運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、本邦航空運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

（安全上の支障を及ぼす事態の報告）

第百十一条の四 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第百十一条の五 国土交通大臣は、毎年度、前条の規定による報告に係る事項、第百十二条の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(本邦航空運送事業者による安全報告書の公表)

第百十一条の六 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書(輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。)を作成し、これを公表しなければならない。

(事業改善の命令)

第百十二条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害していると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画又は運航計画を変更すること。
- 二 安全管理規程又は運航規程若しくは整備規程を変更すること。
- 三 運賃若しくは料金(国際航空運送事業に係るものに限る。)(又は運送

(事業改善の命令)

第百十二条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害していると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画又は運航計画を変更すること。
- 二 運航規程又は整備規程を変更すること。
- 三 運賃若しくは料金(国際航空運送事業に係るものに限る。)(又は運送約

約款を変更すること。

四 航空機又は運航管理施設等を改善すること。

五 第一号、第二号及び前号に掲げるもののほか、輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずること。

六 航空事故により支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(業務の管理の受委託)

第百十三条の二 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の業務の管理の委託又は受託が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し、受託した運航又は整備に関する業務の管理について改善のため必要な措置をとるべきことを命じ、又は第一項の許可を取り消すことができる。

第百二十四条 第百二条、第百三条、第百八条、第百九条、第百十一条の四、第百十二条(第二号及び第三号に係るものを除く。)、第百十三条、第百十四条から第百十六条まで(第百十四条第二項、第百十五条第二項又は第百十六条第三項中第百一条第一項第四号の準用に係るものを除く。)、及び第百十八条から第百二十条までの規定は、航空機使用事業に準用する。この場合において、第百八条中「事業計画及び運航計画」とあり、及び第百十二条第一号中「事業計画又は運航計画」とあるのは、「事業計画」と読み替えるものとする。

款を変更すること。

四 航空機又は運航管理施設等を改善すること。

五 航空事故により支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(業務の管理の受委託)

第百十三条の二 (略)

2 (略)

第百二十四条 第百二条、第百八条、第百九条、第百十二条(第二号及び第三号に係るものを除く。)、第百十三条、第百十四条から第百十六条まで(第百十四条第二項、第百十五条第二項又は第百十六条第三項中第百一条第一項第四号の準用に係るものを除く。)、及び第百十八条から第百二十条までの規定は、航空機使用事業に準用する。この場合において、第百八条中「事業計画及び運航計画」とあり、及び第百十二条第一号中「事業計画又は運航計画」とあるのは、「事業計画」と読み替えるものとする。

(安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第三百三十四条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告徴収又は同条第二項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第三百三条の二第二項第一号に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

(運輸審議会への諮問)

第三百三十六条 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一～三 (略)

四 第三百三十四条の二の規定による基本的な方針の策定

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百三十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の規定に違反して、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が第十九条第一項の整備又は改造をせず、又は同項の確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(運輸審議会への諮問)

第三百三十六条 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一～三 (略)

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百三十三条 航空機の使用者が次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

第五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のい
ずれかに該当するときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十二条の規定による命令(輸送の安全に関してされたものに限る。
)に違反したとき。

三 (略)

2 (略)

第五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のい
ずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第一条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全
管理規程(同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。)によらないで
事業を行ったとき。

二 第三条の二第三項若しくは第七項、第八条第二項若しくは第十二
条(これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。)又は第百
十一条の二の規定による命令に違反したとき(前条第一項第二号に該当する
場合を除く。)

三 第三条の二第四項の規定に違反して安全統括管理者を選任しなかつた
とき。

四 第三条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと
き。

五(十四) (略)

第五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号の一
に該当するときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

一 (略)

二 (略)

2 (略)

第五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号の一
に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一(三) (六) (略)

十五、十七 (略)

2 第一百三十二条の二第一項の許可を受けた受託者が、同条第三項の規定による命令に違反したときは、百万円以下の罰金に処する。

(立入検査の拒否等の罪)

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一、三 (略)

(両罰規定)

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)(一億円以下の罰金刑)

二 第四十三条、第四十四条から第四十八条の二まで、第五十条、第五十五条、第五十六条(第一項第二号に係る部分を除く。)(及び第五十七條から前条まで、各本条の罰金刑)

四 第八十二条第二項若しくは第一百二十二条(第二十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(又は第一百一十一条の二の規定による命令に違反したとき。)

五、六 (略)

(立入検査の拒否等の罪)

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、三 (略)

(両罰規定)

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第四十三条、第四十四条から第四十八条の二まで、第五十条及び第五十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第五項(第十三条の二第五項において準用する場合を含む。)
の規定、第九十四条第四項若しくは第九十八条(これらの規定を第九十四条
において準用する場合を含む。)(の規定又は第九十九条の三第三項の規定
による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

三 第九十一条の四(第九十四条において準用する場合を含む。)(の規定
による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第九十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

別表(第二十八条関係)

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	(略)
事業用操縦士	(略)
家用操縦士	(略)
一等航空士	(略)
二等航空士	(略)
航空機関士	(略)
航空通信士	(略)
一等航空整備士	整備をした航空機について第十九条第二項に 規定する確認の行為を行うこと。

(過料)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第五項(第十三条の二第五項において準用する場合を含む。)
の規定、第九十四条第四項若しくは第九十八条(第九十四条においてこれら
の規定を準用する場合を含む。)(の規定又は第九十九条の三第三項の規定
による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

別表(第二十八条関係)

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	(略)
事業用操縦士	(略)
家用操縦士	(略)
一等航空士	(略)
二等航空士	(略)
航空機関士	(略)
航空通信士	(略)
一等航空整備士	整備をした航空機について第十九条第一項に 規定する確認の行為を行うこと。

<p>二等航空整備士</p>	<p>整備をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。</p>
<p>一等航空運航整備士</p>	<p>整備（保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。）をした航空機について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。</p>
<p>二等航空運航整備士</p>	<p>整備（保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。）をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。</p>
<p>航空工場整備士</p>	<p>整備又は改造をした航空機について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。</p>

<p>二等航空整備士</p>	<p>整備をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。</p>
<p>一等航空運航整備士</p>	<p>整備（保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。）をした航空機について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。</p>
<p>二等航空運航整備士</p>	<p>整備（保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。）をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。</p>
<p>航空工場整備士</p>	<p>整備又は改造をした航空機について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七十四（略）</p> <p>七十五 鉄道、軌道及び索道に関する事故の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に関すること。</p> <p>七十六〇百十（略）</p> <p>百十一 航空事故の原因及び航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査並びに航空事故の兆候についての必要な調査に関すること。</p> <p>百十二〇百二十八（略）</p> <p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）、内航海運</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七十四（略）</p> <p>七十五 鉄道、軌道及び索道に関する事故の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に関すること。</p> <p>七十六〇百十（略）</p> <p>百十一 航空事故の原因を究明するための調査及び航空事故の兆候についての必要な調査に関すること。</p> <p>百十二〇百二十八（略）</p> <p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）、港湾運</p>

組合法（昭和三十一年法律第六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。

2 （略）

3 第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する決定等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分等及び第二項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

（政令への委任）

第二十六条 この款に定めるもののほか、運輸審議会の組織、委員その他の職員その他運輸審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方航空局）

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係る

送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分に係るものを処理する。

2 （略）

3 第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する決定等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分等及び第二項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

（政令への委任）

第二十六条 この款に定めるもののほか、運輸審議会の職員その他運輸審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方航空局）

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係る

ものを除く。)、第百十一号(航空・鉄道事故調査委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法第三条第一号から第三号までに規定する調査に対する援助に係るものに限る。)、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

ものを除く。)、第百十一号(航空・鉄道事故調査委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法第三条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。)、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

改正案	現行
<p>第三十二条 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めるときは、地方海難審判庁に対して、<u>審判開始の申立て</u>をしなければならない。ただし、理事官は、<u>事実発生の後五年を経過した海難</u>については、<u>審判開始の申立て</u>をすることはできない。</p> <p>前項の申立ては、海難の事実を示して、書面でこれをしなければならない。</p> <p>い。</p> <p>理事官は、事件について第一項の申立てをしなかつたときは、国土交通省令で定めるところにより、調査の結果を記載した報告書を作成し、海難審判理事所に提出しなければならない。</p> <p>海難審判理事所は、前項の報告書を高等海難審判庁に送付しなければならない。</p> <p>第六十三条 裁判による勧告を受けた者は、その勧告を尊重し、努めてその趣旨に従い必要な措置を執らなければならない。</p> <p>理事官は、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて執つた措置について報告を求めることができる。</p> <p>第九章 雑則</p> <p>第六十二条の二 高等海難審判庁は、国土交通大臣又は関係行政機関の長に</p>	<p>第三十二条 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めるときは、地方海難審判庁に対して、<u>審判開始の申立</u>をしなければならない。但し、理事官は、<u>事実発生の後五年を経過した海難</u>については、<u>審判開始の申立</u>をすることはできない。</p> <p>前項の申立は、海難の事実を示して、書面でこれをしなければならない。</p> <p>。</p> <p>第六十三条 <u>勧告</u>を受けた者は、その勧告を尊重し、努めてその趣旨に従い必要な措置を執らなければならない。</p> <p>第九章 雑則</p>

対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた海難の発生の防止のため講ずべき施策についての意見を述べることができる。

第六十四条 (略)

第六十四条 (略)

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、航空事故及び鉄道事故の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行わせるとともに、これらの事故の兆候について必要な調査を行わせるため航空・鉄道事故調査委員会を設置し、もつて航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。</p> <p>二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。</p> <p>三 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。</p> <p>四 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。</p> <p>五 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。</p> <p>六 鉄道事故の兆候について鉄道事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、航空事故及び鉄道事故の原因を究明するための調査を適確に行わせるとともに、これらの事故の兆候について必要な調査を行わせるため航空・鉄道事故調査委員会を設置し、もつて航空事故及び鉄道事故の防止に寄与することを目的とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。</p> <p>二 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。</p> <p>三 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。</p> <p>四 鉄道事故の兆候について鉄道事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。</p>

七 前各号の調査の結果に基づき、航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について勧告すること。

八 航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について建議すること。

九 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(職務従事の制限)

第十三条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等又は鉄道事故等(以下「事故等」という。)の原因(航空事故又は鉄道事故については、これらの事故に伴い発生した被害の原因を含む。以下同じ。)に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該事故等に関する調査(以下「事故等調査」という。)に従事させてはならない。

2 (略)

(事故等調査)

第十五条 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の付属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、第三条第一号から第三号までに規定する調査を行うものとする。

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一・二 (略)

五 前各号の調査の結果に基づき、航空事故及び鉄道事故の防止のため講ずべき施策について勧告すること。

六 航空事故及び鉄道事故の防止のため講ずべき施策について建議すること。

七 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(職務従事の制限)

第十三条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等又は鉄道事故等(以下「事故等」という。)の原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該事故等に関する調査(以下「事故等調査」という。)に従事させてはならない。

2 (略)

(事故等調査)

第十五条 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の付属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、第三条第一号及び第二号に規定する調査を行うものとする。

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一・二 (略)

三 事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者又は軌道経営者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者若しくは鉄道事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

四〇七（略）

三〇五（略）

（調査等の委託）

第十五条の二 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十八条において同じ。）、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（関係行政機関等の協力）

三 事故等の現場その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者若しくは鉄道事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

四〇七（略）

三〇五（略）

（関係行政機関等の協力）

第十八条 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（勧告）

第二十一条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故若しくは鉄道事故の防止又はこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

2 （略）

（建議）

第二十二条 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故若しくは鉄道事故の防止又はこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に建議することができる。

（罰則）

第二十五条 第十五条の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又

第十八条 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（勧告）

第二十一条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故又は鉄道事故の防止のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

2 （略）

（建議）

第二十二条 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故又は鉄道事故の防止のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に建議することができる。

は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

(罰則)

第二十五条 (略)

第二十六条 (略)

改 正 案

現 行

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
<p>法律</p> <p>（略）</p> <p>軌道法（大正十年法律第七十六号）</p>	<p>事務</p> <p>（略）</p> <p>第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条、第二十四条並びに第二十六条において読み替えて準用する鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）第五十五条第二項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
<p>法律</p> <p>（略）</p> <p>軌道法（大正十年法律第七十六号）</p>	<p>事務</p> <p>（略）</p> <p>第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条及び第二十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（航空法等の適用除外） 第一百七十七条（略） 2～7（略） 8 長官は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報を航空・鉄道事故調査委員会に提供するものとする。</p>	<p>（航空法等の適用除外） 第一百七十七条（略） 2～7（略） 8 長官は、航空事故の防止のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報を航空・鉄道事故調査委員会に提供するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>附則</p> <p>1〇26（略）</p> <p>27 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「踏切道改</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>附則</p> <p>1〇26（略）</p> <p>27 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「道路整備</p>

良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

28
31（略）

特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

28
31（略）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 タクシー事業者が道路運送法第二十七条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者であること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合において、申請者が次の各号の<u>一</u>に該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 タクシー事業者が道路運送法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者であること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十二条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）<u>第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）<u>第八条第三項</u></u>の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十二条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）<u>第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）<u>第七条第三項</u></u>の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p>